

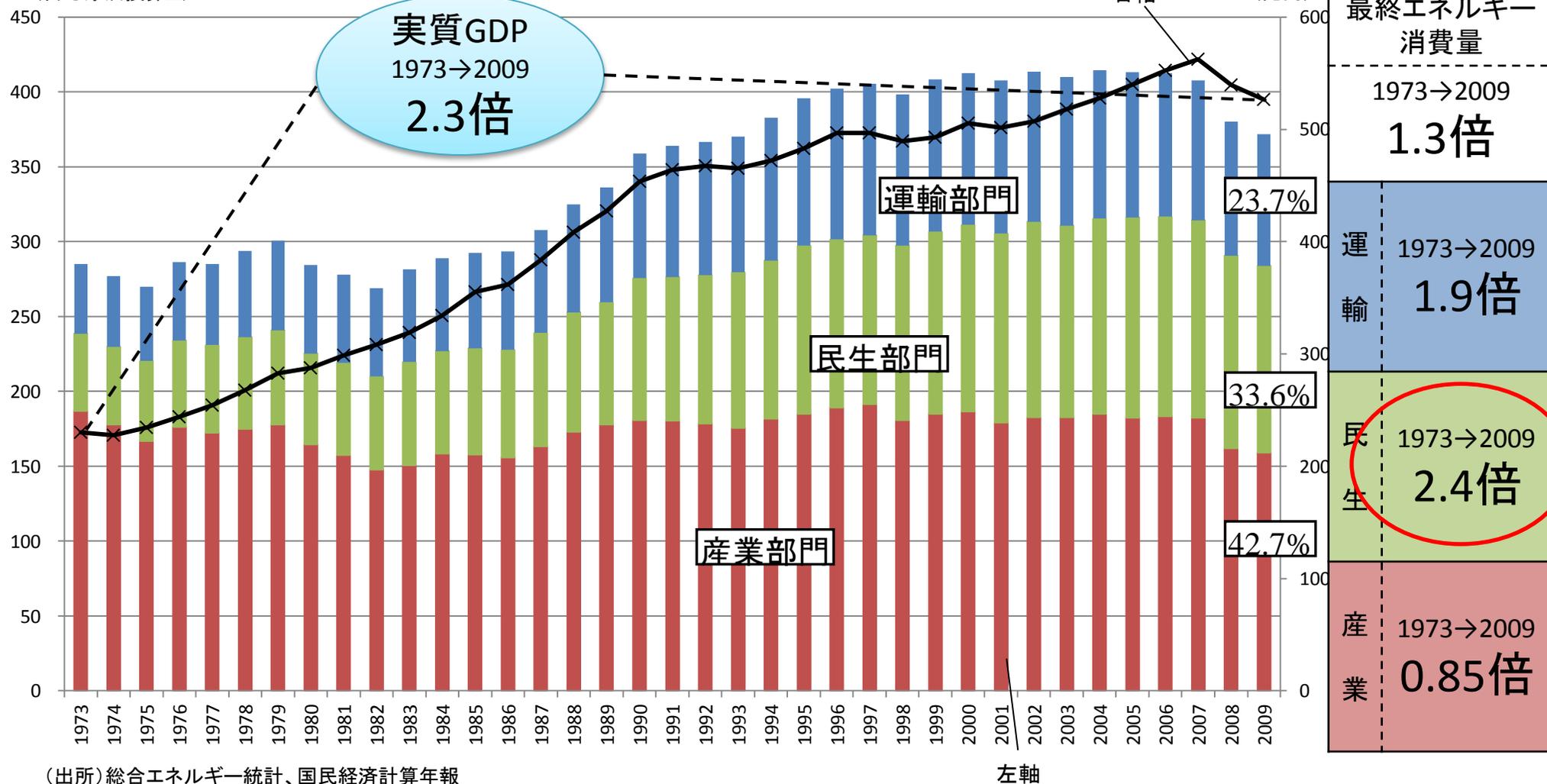
規制・制度改革に係るフォローアップヒアリング 御説明資料

**平成24年1月
資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部**

我が国における省エネの進捗状況

- ◆ 我が国の最終エネルギー消費は、二度の石油危機や近年の不況時を除いて、ほぼ一貫して増加。
- ◆ 中でも民生部門(住宅・建築物)は、床面積や世帯数の増加などの要因により、特に増加幅が著しい。
- ◆ 他方、経済成長と両立する省エネ政策の結果、エネルギー効率は、過去30年間で約4割改善しており、世界最高水準。

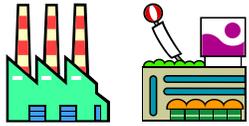
(百万原油換算kl)



省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)の体系

省エネ法は、我が国の省エネ政策の根幹。石油危機を契機として1979年に制定。
産業・民生(業務・家庭)・運輸の各部門におけるエネルギーの効率向上を求めている。

工場・事業場 運輸・荷主



- エネルギー使用量もしくは輸送能力が一定以上の事業者に、以下の項目について毎年定期報告を求め、国が確認。
 - ① エネルギー消費原単位(目標:年平均1%)の推移
 - ② 省エネ措置(定性的なガイドラインに基づき省エネにつながる個々のアクションをとることを求めるもの)の取組状況
- 省エネ取組が著しく不十分な場合、指示、公表、命令(違反時は罰金)の措置あり。

機械器具 (トップランナー制度)



- エネルギー消費機器の製造・輸入事業者に対し、3~10年程度先に設定される目標年度において高い基準(トップランナー基準)を満たすことを求め、目標年度になると報告を求めてその達成状況を国が確認。
- 性能向上を相当程度行う必要がある場合、勧告、公表、命令(違反時は罰金)の措置あり。

トップランナー基準(23機器)

乗用自動車、エアコン、テレビ等について、それぞれの機器の目標年度において、基準策定時に商品化されている製品のうち最も優れている機器の性能以上にすることを求めるもの。

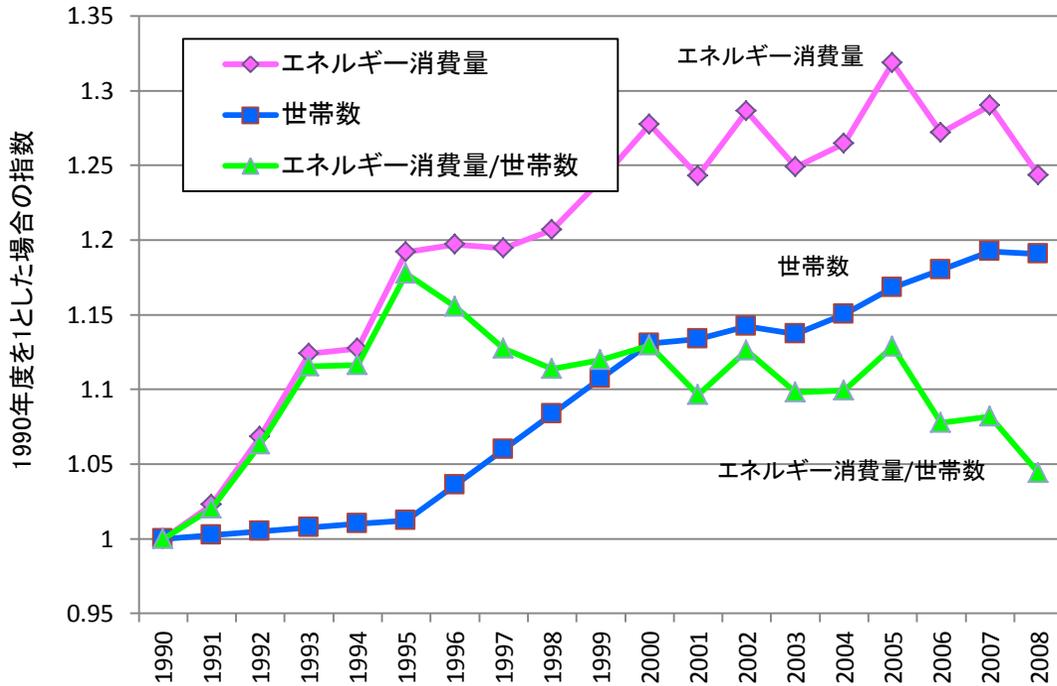
【効率向上の実績】 乗用自動車の燃費...47%(1997→2009) エアコンのエネルギー効率...68%(1997→2004)

※その他、住宅・建築物についても一定の規制措置あり。 2

家庭部門におけるエネルギー消費量の状況

◆家庭部門のエネルギー使用量増加は、世帯数の増加や機器使用の増加などライフスタイルの変化が大きく影響していると考えられる。

家庭部門におけるエネルギー消費量と世帯数の推移



出典:平成20年度エネルギー需給実績より資源エネルギー庁作成

1世帯当たりの機器の保有台数の推移

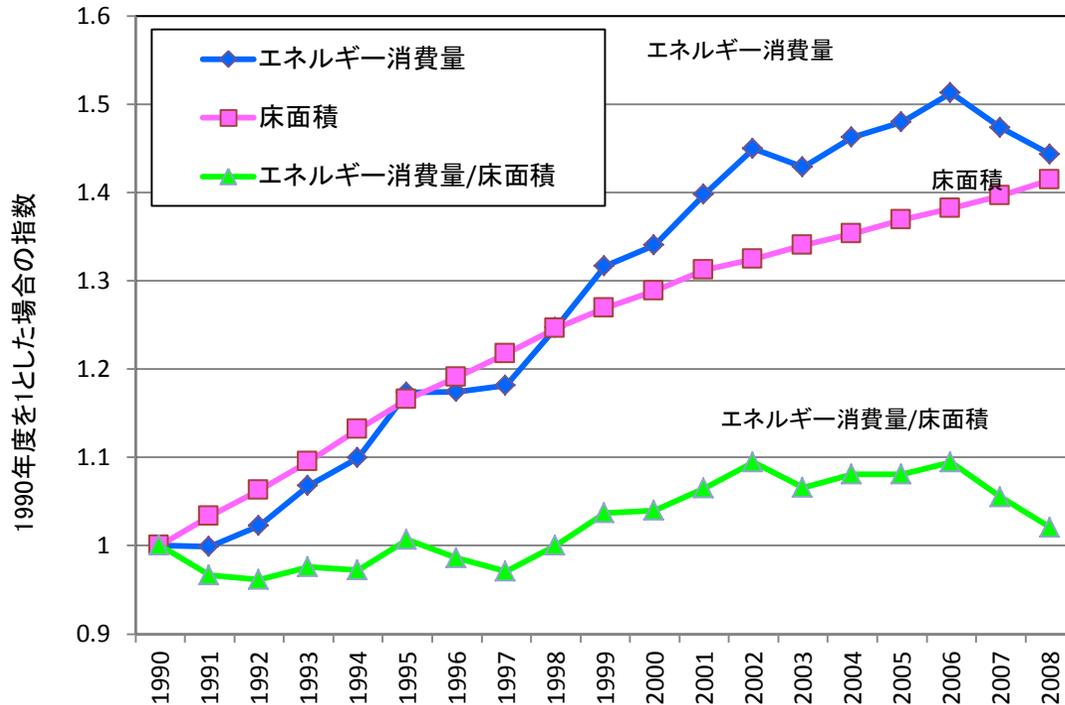
カラーテレビ	2.0台(90年度)→2.4台(08年度)
ルームエアコン	1.3台(90年度)→2.6台(08年度)
電気冷蔵庫	1.2台(90年度)→1.3台(03年度)
パソコン	0.1台(90年度)→1.1台(08年度)
温水洗浄便座	0.0台(90年度)→0.9台(08年度)
DVDプレーヤー	0.0台(90年度)→1.1台(08年度)

出典:エネルギー・経済統計要覧(2010)より

業務部門におけるエネルギー消費量の状況

◆業務部門のエネルギー消費量増加は、床面積の増加や建物使用時間(営業時間)の増加など利用方法の変化が大きな要因と考えられる。

延べ床面積とエネルギー消費量の推移



出典:平成20年度エネルギー需給実績より資源エネルギー庁作成

建物用途別の建物使用時間(営業時間)の推移

	1990	2005	増加率	単位	
百貨店	2,847	3,613	27%	年間総営業時間	
コンビニ	22.1	23.6	7%	1日あたり営業時間	
スーパー	大規模	10.2	12.6	23.5%	1日あたり営業時間
	中規模	10.4	11.4	9.6%	1日あたり営業時間
事務所	自社ビル	10.6	11	3.8%	1日あたり建物使用時間
	テナント	11.2	11.8	5.4%	1日あたり建物使用時間

百貨店協会及びチェーンストア協会公表資料
並びに関西地区建物エネルギー消費実態報告書・
都内大規模事業所のエネルギー使用に関わる実態調査より

家電製品等におけるトップランナー制度

- ◆トップランナー方式とは、自動車の燃費基準や電気製品等の省エネ基準を、目標年度において、機器毎に現在商品化されている製品のうち最も優れている機器の性能以上にするという考え方。
- ◆未達成の製造・輸入事業者には、勧告・公表・命令・罰金の措置が取られる。
- ◆トップランナー制度により、機器の効率改善が進んでいる。

【エアコン】



(注) 壁掛け形冷暖房兼用・冷房能力2.8kWクラス・省エネ型代表機種 of 単純平均値

諸外国における最高機種の効率比較 (冷房能力2.5kWクラス)



特定機器(23機器)

1. 乗用自動車
2. 貨物自動車
3. エアコンディショナー
4. テレビジョン受信機
5. ビデオテープレコーダー
6. 蛍光灯器具
7. 複写機
8. 電子計算機
9. 磁気ディスク装置
10. 電気冷蔵庫
11. 電気冷凍庫
12. ストープ
13. ガス調理機器
14. ガス温水機器
15. 石油温水機器
16. 電気便座
17. 自動販売機
18. 変圧器
19. ジャー炊飯器
20. 電子レンジ
21. DVDレコーダー
22. ルーティング機器
23. スイッチング機器

住宅・建築物の省エネに関する海外規制との比較

- ◆各国は既に省エネ基準への適合が法律上義務づけられている。
- ◆一方、日本は、必ずしも基準に適合しなくとも建築が可能な届出義務となっている。

国／地域	法体系	対象範囲	法的拘束力
日本 	○エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・非住宅 ・新築・増改築 ・下限あり（300㎡以上） 	○届出義務
英国 	○建築基準法	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・非住宅 ・新築・増改築 ・増改築は下限あり（1,000㎡超） 	○基準適合義務
ドイツ 	○省エネルギー法	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・非住宅 ・新築・増改築 ・下限なし 	○基準適合義務
米国 （カリフォルニア州） 	○カリフォルニア州法	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・非住宅 ・新築・増改築 ・下限なし 	○基準適合義務 （州レベル）
韓国 	○省エネルギー法	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・非住宅 ・新築・増築・用途変更 ・下限あり （3,000㎡以上の業務用ビル、2,000㎡以上の宿泊施設等） ※2012年以降は、500㎡以上の全ての住宅・非住宅	○基準適合義務